



また、その場に居合わせた請求人に電話を替わってもらい聴取したところ、退所後はアパートで生活するとの申立てがあったこと。そのため、処分庁は、生活保護で居宅設定する場合には条件があり、請求人については、アパートでの一人暮らしでは自立が難しいと判断できることから、退所の申出を一時保留するよう指示し、処分庁への来庁を促したこと。

(3) 同日、請求人は処分庁に来庁し、既に[REDACTED]に退所の届出を行ったことを申し立てたこと。

これに対し処分庁は、再度、以下のことを請求人に説明したこと。

ア 現状では居宅設定は認められず、[REDACTED]からの退所の届出を取消するか、他の無料低額宿泊所へ移転するか、あるいは住み込み就労について検討する必要があること。

イ 請求人が自分でアパートを設定することについても、事前に処分庁に相談することなくできないこと、他者から転居費用を借りた場合は、収入申告の対象となること。

ウ 居宅がない状態を続けるのであれば、同年8月8日以降の保護費について返還対象となること。

なお、請求人は、処分庁に対し、当日の午後5時まで色々と考えたいので待つてほしい、必ず電話すると申し立てたため、処分庁は、請求人からの連絡を午後6時30分まで待ったものの、連絡はなかったこと。

(4) 同年8月8日、請求人は処分庁に来庁し、転居先を見つけたとのことで、その見積書を提示したが、処分庁は、担当者不在のため、翌9日に再度来庁するよう請求人に伝えたこと。

(5) 同年8月9日、請求人は処分庁に来庁し、改めて、転居予定先との物件の見積書を提示したが、処分庁は、請求人については居宅設定の判断基準を満たしていないことを説明し、無料低額宿泊所への再入所を勧めたこと。また、請求人は当日時点の居所について明らかにしなかったため、どこにいるのか分からないままでは処分庁として生活実態が把握できないので、今後どうするのかについて、当日午後5時までに処分庁に連絡するよう請求人に指示したこと。

そうしたところ、同日、請求人は処分庁に電話をし、同年8月16日に弁護士相談の予約ができたので、それまで待つてほしいと申し立てたこと。

(6) 同日、処分庁は、庁内協議により、請求人の現状が把握できないまま保護の停廃止はできないため、同年8月16日まで請求人の処遇を保留する

こととしたこと。

(7) 同年8月16日、処分庁は、庁内協議により、本日中に請求人から連絡がない場合、居所なし、所在不明、生活実態不明で保護を廃止すべきとしたこと。

(8) 同年8月17日、処分庁は、NPO法人[ ]の本部から電話を受け、請求人が清算のため同法人本部を訪れた旨聴取し、その場に居合わせた請求人に電話を替わってもらい、請求人の状況について以下のとおり聴取したこと。

ア 弁護士相談は受けなかったこと。

イ 処分庁に連絡をしなかったことについては、別にいいかと思っていたこと。

ウ 同年8月9日から当日まで、ホームレスをしていたこと。

そこで、処分庁は、請求人に、どこで何をしているのか分からない状態では保護を継続することはできないことを伝え、居所について早急に検討しなければならぬことを数回にわたり説明したところ、請求人は、同年8月20日の午前8時30分から9時までの間に、自分で結論を出して処分庁に連絡すると申し立てたこと。

また、処分庁は、居所が定まらないようであれば、保護は廃止となり、保護費の返還が生じるので、本日NPO法人[ ]から返還してもらったお金は消費しないよう指示したこと。

(9) 同日、処分庁は、庁内協議により、請求人について、現状で居場所も分からないのであれば、失踪により保護は廃止とせざるを得ないが、同年8月20日まで連絡を待つこととしたこと。

(10) 同年8月20日、請求人から処分庁への連絡はなかったため、処分庁は、庁内協議により、現状では、請求人の居場所が分からない以上、保護の給付が実質的に不可能となったため、廃止の手続きを進めざるを得ないとの結論に至ったこと。

(11) 同年8月21日、処分庁は、同日付けで「失踪・行方不明により保護を要しなくなった」ことを理由として、保護の廃止決定を行ったこと。

なお、保護の廃止決定に伴い、処分庁は、同年8月分生活扶助費過払い額（同年8月8日以降分）60,341円については、法第63条を適用して費用返還決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、同年8月分住宅扶助費過払い額（同年8月8日以降分）35,150円について

は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条に基づく戻入（以下「戻入」という。）処理を行うこととしたこと。

- (12) 同年9月10日付けで[ ]福祉事務所長から処分庁あて、請求人から生活保護申請があったことによる関係文書の交付依頼があり、請求人の所在が判明したため、処分庁は、本件処分に係る通知（以下「費用返還決定通知」という。）を[ ]福祉事務所経由で交付したこと。

## 2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、平成24年8月8日付けで行った法第63条に係る費用返還決定処分の取消しを求めるものである。

本件処分の取消しを求める理由は概ね以下のとおりである。

- (1) 平成24年8月まで[ ]の同居者とのトラブルが続き、処分庁にも相談したが、我慢しろとの一点張りで一向に改善されなかった。同居人の行動がだんだんひどくなり、精神上日常生活ができず、同居人からの暴力、脅しなどでやむを得ず施設を出た。
- (2) 同年8月9日以後は河川敷などでブルーシートなどを巻いて寝る生活となり、食事代は、残りの生活保護費で、拾った鍋などにおにぎりを入れておじやなどを作り、しのいできた。体調も悪くなり、[ ]市[ ][ ]課に行き、助けを求めたところ、支援してもらえ、病院にも行くことができ、交通費も自払いでやっている。このような状況では、生活保護費用返還金60,341円を一括払いで払いきれない。
- (3) 同年8月3日時点で、厚木市から受給した保護費から、NPO法人[ ]の生活支援の費用（宿代、食事代）を支払うと残りは35,940円となり、その他は、NPO法人[ ]からの8月分清算分22,400円だけである。[ ]市で生活の支援を得るまでに合計額の58,340円は40日間の食事代で使ってしまった。この上に[ ]市で受けている生活保護費の中から厚木市へ返還金を返してしまうと又、苦しい思いでいなければならない。

## 3 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- (1) 本件審査請求の趣旨は、本件処分について、請求人は、現在の生活を圧迫するものであり、返還ができないと主張するものである。

- (2) しかし、請求人には、同年8月7日の請求人との電話や請求人が処分庁に来庁し面談した際、また、同年8月17日の請求人との電話の際に、法第63条費用返還の義務について説明済みであり、請求人も返還に関して十分理解し、了承もしている。
- (3) なお、費用返還決定通知についても、同年9月10日付けで[REDACTED]福祉事務所長から請求人に係る情報提供について依頼があり、請求人の所在が判明したため、[REDACTED]福祉事務所担当者に依頼し、当該事務所経由で交付したものである。
- (4) また、請求人からの相談に対しては、法第27条の2を基に相談に応じ、必要な助言を行ってきた。請求人が入所していた無料低額宿泊所から請求人が退所する際も、法第27条により生活の維持を目的に指導及び指示を行ったが、請求人は処分庁への連絡もなく、身勝手な行動をとっている。
- (5) 本件処分については、違法又は不当な点はない。

#### 4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定し、また、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(同条第2項)と規定している。
- (2) 一方で、法は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」(法第63条)と規定している。
- (3) また、法は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」(法第26条)と規定し、保

護の廃止決定に伴い、前渡された保護金品のうち当該廃止のあった日以降の分について返還させる場合は、戻入手続きが取られることとなるものである。

なお、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-4は、「扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合」の処理について、通常は戻入処理されることとなる「発見月及びその前月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。」としているところである。

- (4) これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人が[ ]を退所し、その後、処分庁の所管区域内に居所を定めなかったこと、また、請求人と連絡が取れなくなったことから、平成24年8月21日付けで、「失踪・行方不明により保護を要しなくなった」ことを理由に、保護の廃止が相当であると判断し、[ ]を退所した日の翌日である同年8月8日以降の8月分生活扶助費60,341円が過払いであり、返還させる必要があると判断したものと認められる。
- (5) 本件処分の原因となった保護廃止の認定年月日について、処分庁が発出した保護の廃止決定処分に係る通知の写（以下「保護廃止決定通知」という。）によると、「内容 廃止」、「認定年月日 平成24年8月21日」、「決定した理由 失踪・行方不明により保護を要しなくなったため生活保護を廃止します。」と記載されている。
- (6) 処分庁が、同年8月21日付けで保護の廃止を行っているものであれば、本来、請求人は同年8月20日まで法による保護の適用を受けるものであり、法第8条により同日までの最低限度の生活の需要を満たす保護費が請求人に支給されなければならない。しかしながら、処分庁は、請求人に対し、[ ]を退所した日の翌日である同年8月8日から同月20日までの間、住宅扶助費のほか、生活扶助費の受給も認めず、当該生活扶助費に相当する額も含め法第63条を適用し、本件処分を行ったことは、当該期間における被保護者である請求人の「需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」としている法第8条第1項に違反することとなり、本件処分には瑕疵があると認めざるを得ない。
- (7) もっとも、処分庁から提出があった請求人に係る記録によれば、処分庁

の意図としては、同年8月21日付けで保護の廃止を決定したが、保護の廃止は同年8月8日に遡及して適用するものと判断したとも考えられる。しかし、このことをもって、本件処分が適法になされたものであるとはいえない。

- (8) また、費用返還決定通知の写には、「決定年月日 平成24年8月8日」、「返還決定額 60,341円」と記載されており、請求人に費用返還を求める一方、保護廃止決定通知にも、「戻入 生活 60,341円」と記載されている。
- (9) 両者のうち、保護廃止決定通知の「戻入 生活 60,341円」は、誤記載であるものとも思料されるが、当該通知が有効であるならば、60,341円の戻入に加えて、費用返還決定通知により、請求人に同額の返還を求めたこととなるもので、看過できない。
- (10) 以上のことから、本件処分は違法なものであるから、取り消すのが妥当であると判断する。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年4月26日

神奈川県知事

黒岩 祐治

